

議案第 8 4 号

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例（平成22年久喜市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「暗証番号（暗証として入力される4けたのアラビア数字をいう。以下同じ。）その他」を「、又は民間端末機（民間事業者が設置し、かつ、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7号に規定する個人番号カードを使用して」に改める。

第14条第1項中「前条第3項の規定により」の次に「印鑑登録証明書の自動交付機に市民カードを使用して」を加え、「暗証番号の」を「暗証番号（暗証として入力される4けたのアラビア数字をいう。以下同じ。）の」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

平成 2 7 年 9 月 1 日 提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

個人番号カードでコンビニエンスストアにおける印鑑登録証明書を交付するサービスを開始するため、この案を提出するものであります。